

学校選択制の概要

1. 学校選択制とは

大阪市では、市立の小・中学校に入学する場合、通学区域により住所地で入学する学校(以下、「指定校」という)が決められています。

学校選択制は、**小・中学校に入学する際の1回のみ、指定校以外の学校を希望により選択できる制度**であり、各学校が受け入れ可能な人数の範囲内であれば、希望する学校に入学することができます。

これは、子どもや保護者が自ら学校を選ぶことにより、学校や教育活動により一層の興味や関心を持っていただく制度として導入しているものです。

ただし、これまでどおり、お住まいの通学区域(いわゆる地元)の学校には、必ず入学することができます。

2. 学校選択の対象者

令和7年度に東成区内の市立の小・中学校に入学予定の区内在住の方(転入者含む)で、3ページに記載している提出期限までに「学校選択制希望調査票」を提出できる方が対象になります。

3. 選択できる学校の範囲

東成区では、

小学校・・・**通学区域**もしくは**隣接する校区の市立小学校**から選択できます。

隣接する校区の市立小学校は6ページを、校区図は8ページをご覧ください。

中学校・・・**区内の市立中学校**から選択できます。

(小・中学校共に第2希望まで選択可能です。)

4. 通学区域の優先

各学校ともお住まいの通学区域(校区)に居住する児童・生徒の入学が優先されます。

5. 学校選択制に関する個別相談会

本冊子「学校案内」(P16「よくあるご質問」等)をご覧ください。東成区の学校選択制についてご不明点のご説明をさせていただきます。(お一組様 30分程度)

日時：【第1回】令和6年9月11日(水)14:00～19:00

【第2回】令和6年9月12日(木)14:00～19:00

場所：東成区役所地下1階 B102・103会議室

事前予約はこちらから



大阪市行政オンラインシステムより事前予約が必要です。【予約受付期間：～令和6年9月8日(日) 23時】

なお、お電話によるお問い合わせには随時対応させていただきます。

◆手続きに関するお問合せ：06-6977-9963(窓口サービス課(住民情報))

◆個別相談会及び制度に関するお問合せ：06-6977-9743(市民協働課)

※各学校の説明会ではありませんのでご注意ください(各学校の説明会はP9～10参照)。

※通学区域外からの受入可能人数や抽選の有無等については、個別相談会時点では確定していないためお答えできません。